

論文要旨

論文要旨

日本の医療制度における諸問題と将来展望

伊東 慎吾

はじめに

1. 国民医療費の在り方
2. 医療制度の歴史と現状
3. 診療報酬制度の仕組み
4. 薬価基準制度の仕組み
5. 医療保険の現状と課題

これからの医療政策

はじめに

本稿は、医療分野における諸問題と、それが要因となって起こる国民医療費の高騰という問題を考察していく。それによって、効率的、効果的な医療を実現するためには、包括的な医療政策の見直しが必要となることを明らかにする。

1. 国民医療費の在り方

国民医療費の増加という問題は、医療が発展していく中で、発生してしまうことではあるが、それに対して抑制ではなく、どのように効率的に、そして無駄のないように対処していくのが重要な問題である。医療費財源において理想の体系は、すべて単一の制度にすることであるが、利害関係が複雑に絡み合う日本の医療制度においては、例えば保険料によって「公平の負担」を担保しつつ、自己負担によってモラルハザードによる無駄な国民医療費を削減するなど、「効率的負担」を図り、そして公費で「政策的負担」を行う、という三者のバランスを保つことが必要になる。

2. 医療制度の歴史と現状

日本は医療費の財源調達手段として「社会保険方式」を採用している。医療保険の供給を民間医療保険市場に委ねるのではなく、すべての国民が強制的に公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」を採用した。公的医療保険制度には非高齢者を対象とした制度と高齢者を対象とした制度の両方が含まれる。高齢者を対象とした老人保健制度は非高齢者を対象とした制度から派生した制度で、両制度には多くの共通点がある。

3. 診療報酬制度の仕組み

診療報酬というものを会社と顧客に例えるとすれば、受け取る側である医療機関や保険薬局の側からすれば企業における売上高に相当するが、支払う側の患者や保険者からすれば医療を受けるための費用であり、消費者が企業から財やサービスを購入する場合の購入価格である。財やサービスに相当する医療行為というものは、個々の交渉事や取引で額が決まるのではなく、医療保険によって全国一律の公定価格として政府が決定する。

4. 薬価基準制度の仕組み

医薬品が患者に投薬されるまでには、他の商品の流通と同じように、医薬品の製造から医療

機関または保険薬局の仕入れまでのそれぞれの流通段階で取引価格が形成される。しかし、健康保険に基づいて処方箋によって患者に投薬される医薬品については、投薬した時に医療機関または保険薬局が、患者とその保険者に請求する薬剤の価格は、「薬価基準」に記載される厚生労働大臣が定める公定価格である。薬剤の取引上発生する「薬価差益」は、医療費を増加させる要因の1つである。薬価差益は社会的な関心を呼び、厚生省は医療機関が薬価差益に依存しない経営を行うように、医薬分業を推進してきた。

5. 医療保険の現状と課題

医療保険制度は、今まで幾度も改正され、その時代に応じた制度が採用されてきた。しかし、時代が移りゆく度に新たなる問題点が浮上し、改正を余儀なくされてきた。少子高齢化という時代の中で、今後どのような医療保険体制が必要とされていくのか。

医療保険制度を一本化することは、効率的な医療を求める上では望ましいことであるが、容易なことではない。被用者保険と国民健康保険の相互の在り方として、医療保険の問題を「共通の問題」として認識することが重要なことである。そのためにも、医療保険制度の歴史を見直し、過去の体験をもとに、これからの医療保険制度について何を持続し、何が必要なのかを検討することが必要となってくる。

これからの医療政策

国民医療費の増加は、医療が発展していく中で不可避である。その中で、国民医療費をできるだけ効率的に抑制するためには、診療報酬の問題や、薬剤による薬価差益の問題など、もう一度医療制度を見直す必要がある。薬価や診療報酬の見直しも必要であるが、医療費の削減が主となり、国民の健康が脅かされていくのであれば、それは意味をなさない。患者の命を救うという大前提を、もう一度思い出し、包括的に医療政策を見直していかなくてはならない。

日本社会における格差の広がりとその対策

倉満 智

はじめに

1. 格差拡大の背景
2. 格差拡大の3つの論点
3. 賃金格差の現状とその対策
4. 教育格差と「機会」の平等
5. 地域間格差とそれに対する政策

おわりに

はじめに

多くの日本人が生活の中で様々な格差を感じている。格差の問題は様々な要因が折り重なって生じている。「機会」の格差と「結果」の格差という二つの視点から、格差の線引きの問題も存在する。このように多岐にわたる日本における格差の拡大の問題を考察し、その要因、対策を明らかにする。

1. 格差拡大の背景

実際の格差拡大はバブル期から存在したが、格差社会論は2005年頃から表面化してきた。格差拡大の要因として挙げられるのが新自由主義に基づく小さな政府路線の政策である。さらに、日本の格差拡大の背景として、政府の社会保障給付および税による所得格差の縮小策が貧弱であること、広汎な低賃金労働の存在が挙げられる。

2. 格差拡大の3つの論点

格差拡大をめぐる論点は、①事実関係をめぐる論点、②原因に関する論点、③政策に関する論点に分けられる。①については、数値上では日本の格差拡大は、「見せ掛けの格差拡大」に過ぎないが、その結論にこだわらず、将来の格差拡大に注意を払うことが必要である。②については、90年代に入ってから長期景気低迷が格差拡大に強く影響していることは間違いない。規制緩和による競争の激化で「勝ち組」「負け組」の格差が生まれていることも否定はできない。③については、社会保障の拡充によるセーフティネットの強化が求められるが、日本のセーフティネットは十分とはいえない。安倍政権は「再チャレンジ支援策」を打ち立てたが、フリーターのイメージ的な問題を解決して、企業の協力を得ることができなければ成功は難しい。早急なフリーター・ニート対策も必要である。

3. 賃金格差の現状とその対策

個人の属性でグループ分けしたグループ間格差については、縮小傾向か、まだ顕在化はしていないといった状況である。しかし、学歴間格差など、格差の広がりが表面化することが考えられるので注意しておく必要がある。グループ内での賃金格差については、産業間賃金格差は70年半ば以降、拡大傾向にあるが、企業規模間格差はまだ、確定的なことはいえる状況ではない。

賃金格差が生じた理由として、グローバル化、雇用形態、IT革命の影響などが挙げられる。

非正規職と正規職の賃金格差も問題である。実際の賃金格差の拡大の動きは、非常にゆっくりとしたものであるが、グローバル化やIT革命のスピードを考えると賃金格差が急激に拡大する可能性は十分にあることに留意する必要がある。

4. 教育格差と「機会」の平等

機会の平等なき結果の平等では意味がない。新自由主義の路線を貫くのであれば、「機会」の平等なくして格差問題の解決はあり得ない。しかし、「機会」の平等だけでは、格差容認の社会になる可能性もあるため「結果」の平等を完全に無視するのは危険である。「結果」の格差についてはセーフティネットや再チャレンジ支援策で対応する必要がある。

教育格差は、親の所得格差、つまり、「機会」の不平等から来ているところが大きい。教育制度の改善を実現するために、政府は教育支出をもっと増額する必要があるが、小泉政権は支出削減策を行った。教育における公的支出を減らすべきではない。奨学金制度や公立学校の充実といったことが必要である。「機会」の平等を目指す上では、フリーター・ニートの問題も無視できない。

5. 地域間格差とそれに対する政策

地域の経済格差は生産性の違いによるところが大きい。このような地域間格差の要因は、結果的に税収の地域間格差を生むことにつながる。地方税は徴収地の各地方団体の財源となるため、税収の偏在は財政力の地域間格差をもたらす。

国の財政難を解決するためだけの手段としての三位一体の改革は、財政が相対的に豊かになる自治体と一層厳しくなる自治体の格差が大きくなる可能性がある。今後は、地方分権、地方再生の観点を強化した政策を行っていく必要がある。

おわりに

日本における格差の拡大は数値上ではそれほど悲観する段階ではないが、多くの国民が格差を生活の中で感じているのは事実であり、これから先、数値の上でも格差が広がっていくことは現状から考えて大いにありえることである。新自由主義の社会では、まず、「機会」の平等が守られる必要があり、その上での「結果」の格差を解消するためにセーフティネットの充実が必要になる。日本は、選別主義の社会か、普遍主義の社会かを選択する入り口に立っており、国民がその選択をしなければならぬ時代が間もなくやってくるのではないかと考えられる。

論文要旨

日本経済における中小企業の役割と中小企業政策

安楽城 大作

はじめに

第1節 中小企業に対する認識と役割

第2節 中小企業の金融問題

第3節 中小企業の労働問題

第4節 中小企業政策のあり方

おわりに

はじめに

バブル経済の崩壊以降、日本の経済は停滞を続けている。こうしたなかで、日本経済の活性化の原動力として期待されているのが中小企業である。しかし、現実には中小企業が期待されるような役割を果たしているかどうかは疑問である。ならば、どうして期待と現実とに不釣り合いが生じているのだろうか。本稿では、中小企業を取り巻く現状について探究し、中小企業が日本経済活性化の原動力となりうるのかを考察する。そのうえで、中小企業にどういったことが求められ、そのためには何が必要なのかということをも明らかにしていく。

第1節 中小企業に対する認識と役割

長期不況やグローバル化、産業構造の転換など日本経済を取り巻く環境は大きく変容してきており、そのため中小企業も大きな転換期を迎えている。1963年に制定された中小企業基本法では、中小企業を「弱者」として認識し、それに対する救済が中小企業政策の基本理念であったといえる。しかし、中小企業再編の流れを受けて、1999年に中小企業基本法の抜本的な改正がなされた。その基本方針は、中小企業の「創業の促進」、「経営基盤の強化」、「事業の転換の円滑化」、また中小企業に対する「資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実」を図ることである。中小企業基本法の改正を受けて、21世紀の中小企業に対して、「市場競争の苗床」、「イノベーションの担い手」、「魅力ある就業機会創出の担い手」、「地域経済社会発展の担い手」としての役割が期待されるようになった。

第2節 中小企業の金融問題

中小企業が期待される役割を果たしていくためには、創業の活性化が不可欠であるが、中小企業の開業率は廃業率を下回っている。こうした背景にあるのが中小企業の金融問題である。戦後から高度成長期にかけて「間接金融の優位」が確立され、バブル崩壊後、金融機関の資産内容の著しい悪化をうけて、中小企業が貸し渋りの憂き目にあうという事態が生じた。こうした貸し渋りへの対策として、政府は特別信用保証制度を実施し、公的機関による解決を試みた。この制度により中小企業の経営安定に効果がみられたものの、新たな問題が発生し、真の問題解決とはならなかった。そのため、中小企業と金融機関の関係を見直す必要に迫られている。さらに、新規創業時の資金調達が困難であるという問題に対応するため、中小企業の資金調達手段を多様化させていくことが求められる。

第3節 中小企業の労働問題

新規創業時において、資金面とともに問題となるのが人材確保である。中小企業では、総じて大企業に比べて賃金、労働時間、休暇制度、労働環境、福利厚生などの面において不利な状況にあることから必要な人員を確保することが困難な状況が継続しており、特に企業規模が小さくなるほど欠員率が高い状況が恒常化している。こうした中小企業の労働問題に対する政策として、中小企業における退職金・年金制度の充実、労働市場の環境整備、労働力の確保といった方向性を打ち出している。政策に加えて、中小企業自身の努力も必要になる。様々な機会をうまく活用し広く交流を深めることが重要である。さらに、中小企業の事業承継に際して、中小企業特有の問題が生じてきている。高齢化が今後ますます進展していくなか、中小企業の活性化を図るうえでこうした問題に対する政策は不可欠である。

第4節 中小企業政策のあり方

従来、中央政府と地方政府の間には、「上下・主従」関係がみられ、中小企業政策も、中小企業庁がつくり、地方政府がその受け皿としての役割を果たしてきた。新基本法において地方の主体性重視の方向性を打ち出し、かつてに比べ改善はなされたが、中小企業政策における地方自治体の地位は依然低い。中小企業を競争主体としてその発展性を引き出していくためには、市場自立型の中小企業への革新が重要課題である。こうした課題を達成していくためには、中小企業政策では地方自治体の役割を強化させていくことが必要である。その方向性として、中小企業のネットワーク形成を図ることや地方自治体独自の政策を打ち出していくことなどが求められる。

そうした自治体中小企業政策は、企業・市民参加型で形成されるべきである。そして、まちづくり・福祉といった他分野と組み合わせて講じられなければならない。そのうえで、地方自治体でできないことは都道府県で、都道府県にできないことは国で、という「補完性の原理」に従って、中小企業政策も講じられるべきである。

おわりに

中小企業は多種多様であり、あらゆる可能性を秘めている。そうした中小企業に対し、日本経済活性化の原動力としての期待を寄せることは決して空想ではない。しかし、中小企業が活躍できるような環境や制度が整っていない。そのためには中小企業政策が必要不可欠となる。中小企業政策によって環境や制度を整え、中小企業が本来もつ可能性を十分に発揮できるならば、期待される役割を果たしていくことは可能だろう。

NPO と行政の協働

～多様な社会サービス供給の可能性～

上田 優

はじめに

1. NPO と行政の協働
2. アメリカの NPO
3. 日本の NPO
4. NPO と行政の協働事業
5. NPO が抱える問題

おわりに

はじめに

行政が供給する公共サービスだけでは国民のニーズを満たすことが難しい状況である。そこで新しい社会サービスの供給者である NPO と行政が協働しサービスを提供することができれば、より効率的であり、国民が満足いくものになるであろうと考えられる。本稿ではまず協働の必要性や方法について論じる。新しい社会サービスの供給者である NPO についてアメリカと比較しながら、その特徴や課題について考える。実際の協働事例を紹介し、最後に NPO と行政の協働における課題を明らかにする。

1. NPO と行政の協働

NPO とは「さまざまな非営利活動を行う民間組織であり、株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しないような組織」である。多様化する国民のニーズに対応するため、また財政難の時代に持続可能なシステムを作るためにも NPO と行政の協働という新しいかたちは必要である。NPO と行政が協働を行う場合には (1) 共催、(2) 委託、(3) 補助・助成、(4) 公共施設の利用、(5) 後援、(6) 情報提供・相談・助言の 6 つの方法がある。いずれの形式で行うにしても、NPO の自立性が守られなければならない。

2. アメリカの NPO

社会サービスを提供する NPO の原型は植民地時代からみられ、世界有数の NPO 先進国である。アメリカの NPO は二つの側面から定義される。第一に連邦政府の税法である内国歳入法によって利益を配分しない、公的な目的に沿って造られ、連邦税が免除される組織と定義される。第二に州の法人法に基づいて法人と定義される。租税優遇措置は第三者に対する寄付金免税と法人税や信託業務税などの納税義務の免除である。日本のように法人格取得と租税優遇措置はリンクしていない。アメリカの特徴ともいえるのが、NPO を支える NPO (インターメディアリー) の存在である。

3. 日本の NPO

1995 年に起こった阪神淡路大震災により、NPO が注目される。これを契機に 1998 年特定非営利活動促進法 (NPO 法) が成立、施行された。2007 年 10 月 31 日時点での NPO 法人数は 3

万2909団体と増加の一途を辿っている。しかし、租税優遇措置などのNPO支援はまだ十分とはいえない状況である。租税優遇措置が設けられているのは国税庁が認定する認定NPO法人だけである。その認定NPO法人数は2007年12月時点でわずかに74法人だけと極端に数が少ない。NPOのチェックシステムも十分であるとはいえない。今後は、NPOの資金面問題解決のため租税優遇措置の拡充と国民からの信頼を得るためのNPOチェックシステムの確立が重要となる。

4. NPOと行政の協働事業

ここではいくつかの協働事例を紹介する。NPOと行政の協働は評価が行いにくいとされている。そのようななかで、大分県のNPO法人竹田まちなみ会は行政と協働で歴史的街並み景観の整備を行った。2003年国土交通省が実施する「美しい街並み優秀賞」を受賞するという分かりやすい評価を得て、協働の手本とされた。このようにNPOと行政の協働は活発に行われ、着実に実績を残している。多くの自治体が広報誌やホームページで協働事業を呼びかけており、その活動範囲は拡大する一方である。

5. NPOが抱える問題

NPOが行政と協働を行う際、大きく3つの問題がある。第一はNPOと行政の意識の乖離である。互いの特性を理解していないため、協働しようという意欲が湧いてこない。第二にNPOの下請け化問題である。行政の仕事がそのままNPOに委託され、権限は行政側に維持されている。これでは協働の意味が無い。第三に中間支援組織の未発達である。協働を行うにしても多くのNPOにはヒト、モノ、カネ、情報が不足しているために、さまざまな問題が出てくる。この問題を解決するために必要なのがNPOの活動を支援する中間支援組織である。需要に対して中間支援組織の数は少なく、多くのNPOは中間支援組織からの支援を受けられないのである。

おわりに

日本のNPO制度には改善すべき点がいいくつか存在する。まずNPOが直面している資金不足を解決する一手として租税優遇措置の拡充を行うべきである。租税優遇措置を行うからには、国民からの信頼を得なければならない。そのためにNPOチェックシステムの整備が必要となるであろう。協働の環境においても改善すべき点が存在する。まずNPO、行政双方が互いを理解し協働できる環境づくりは重要である。NPOが自立して協働を行うために下請け化問題は解決しなければならない。NPOが自立するためには中間支援組織による支援が欠かせないであろう。制度面、意識面ともに改善し、NPOと行政が協働できる環境をつくっていかなければならない。

貿易自由化の理論的価値と現実経済への影響

清水 隆裕

はじめに

1. 貿易自由化の理論的価値—自由貿易主義者の主張
2. GATT と WTO による貿易自由化推進
3. 貿易自由化は利益を与えるか—開発途上国と労働者
4. 貿易と食料自給率

おわりに

はじめに

本稿では、自由貿易論者の主張する貿易の利益が現実経済では成り立たないことを明らかにする。

1. 貿易自由化の理論的価値—自由貿易主義者の主張

理論的な面での貿易自由化の利益は、生産者の面、消費者の面、国際分業などの面から主張されている。さらに、自由貿易に対立する考えである保護貿易について自由貿易論者は、国内労働者の保護にかかる費用は社会に高い代償払うこと、労働者の保護は短期的な作用しかもたらさないことから、保護貿易よりも自由貿易のほうが優れていると主張している。

2. GATT と WTO による貿易自由化推進

GATT は、第二次世界大戦の引き金となった保護貿易経済体制に陥らないため、1948年に設立された。GATT は「関税および貿易に関する一般協定」といい、正確には国際機関ではない。WTO は1980年代以降の交通・通信技術の発展に対応するため、また GATT の協定としてのあいまいさを解消するため、1995年に設立され、GATT は協定のひとつとして組み込まれることになった。

世界的貿易機関を作ろうという思想は、大戦中にアメリカによって考えられてきた。その具体的な動きは国際貿易憲章（ITO 憲章）の調印という動きを見せる。しかし、その憲章における原則は非常に厳格なものであったため世界各国、さらにアメリカでさえ批准できず、ITO 構想は立ち消えてしまった。しかし一方で、この世界貿易の動きを止めないための結果として GATT が設立された。

GATT の下で着実に世界貿易は自由化していった。しかし、WTO 第1回交渉（ドーハ・ラウンド）は2006年7月に凍結している。交渉が凍結してしまった大きな原因として農業交渉が挙げられる。ドーハ・ラウンドでの農業交渉の焦点は大きく分けて2つある。1つめが農業交渉の枠組みにおける問題、もう1つは交渉方式に関するものである。

3. 貿易自由化は利益を与えるか—開発途上国と労働者

自由貿易推進派の主張している貿易の利益は、いくつかの疑問がある。たとえばスティグリッツ（2007）は、自由貿易論者の主張する貿易の利益は、仮定が非常に限定的であると述べている。さらに、自由化によってさまざまなコストが発生し、そのコストは開発途上国のほうが

大きく、開発途上国は、必ずしも自由化によって利益を得ることが出来るかわからないとしている。

貿易の自由化が利益をもたらすかは、日本においても言及する必要がある。例えば、貿易による産業構造の変化や摩擦的失業、労働所得の減少という問題がある。

4. 貿易と食料自給率

日本の食料自給率は他の先進国と比べての低い水準にある。2005年度における食料自給率は40%となっている。食料自給率が低下することは何が問題になってくるかという問いには、さまざまな事項を答えとすることができる。しかし、安全保障問題に関しては、現実性に乏しい。食料自給率の低下の真の問題は、将来における不確実性にあるといえる。

日本の農政は「農業の保護」に立っているのではなく、「農業者の保護」という観点に立っている。しかし、このような政策では農業者の他者依存体制を作ってしまう、他国との貿易交渉体制に遅れをとる可能性がある。

WTO体制化において、日本はさまざまな農政改革を行ってきた。しかし、「食料・農業・農村計画」については農業者・消費者・地方公共団体に対しての義務しか記載されておらず、国の果たすべきことが記されていない。

上記のことを踏まえ、日本は農業分野において自由化するべきなのか。理論的な経済学を用いれば自由化するべきなのであるが、農業分野も工業分野と同じような方法で自由化してもよいのであろうか。それは、農業分野には工業分野と違い特殊な部分がある。そのような農業の場合、自由化する前に対策が必要である。しかし、そのようなそのような方法は難しい。

おわりに

自由貿易論者の主張する貿易の利益は、必ずしも現実経済においては成り立たない。世界の貿易は、真に世界に最も適した貿易システムを見出していく必要があるだろう。